

## 令和元年第7回農業委員会総会議事録

○日 時：令和元年7月12日（金）午前9時30分～午前10時10分

開催場所：芦北町役場3階大会議室

### ○農業委員

（出席：11名）

1番：井川 輝征	2番：尾上 春樹	3番：宮本 和市
4番：藤井 雅史	5番：谷口 孝一	6番：塚本 壽
7番：草野 義雄	8番：田口 昭広	9番：寺本 眞理子
10番：阪口 修一	11番：片山 幸弘	

### ○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：中川 光春
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：下崎 省一
7番：宮島 正文	10番：小崎 良一	11番：木川 保
12番：一川 清	13番：野田 和夫	14番：湊上 米作
15番：山田 和治		

（欠席：2名）

8番：坂口 恵美子	9番：道園 浩二
-----------	----------

### ○農業委員会事務局：4名

事務局長：福田 貴司	事務局次長：才保 親哉
係長：川田 康幸	主事：一本 光喜

### ○議 事

日程第1	報告第14号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第15号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
日程第3	報告第16号	農地法施行規則第53条の規定による届出について
日程第4	議案第28号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第29号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第30号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第7	議案第31号	農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
片山会長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今より、令和元年第7回芦北町農業委員会総会を開会いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>まず、8番「坂口恵美子」推進委員、9番「道園」推進委員の2名から欠席報告があっております。</p> <p>また、「小崎」推進委員より、御礼の挨拶があるとのことですので、よろしく願いいたします。</p> <p>～小崎推進委員より挨拶～</p> <p>それでは早速、会議へ入ります。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、9番「寺本眞理子」委員、10番「阪口修一」委員に指名します。</p> <p>議事へ入る前に、議案書の訂正が2か所ありますので訂正をお願いします。</p> <p>まず、議案書3ページ、報告第16号の1番です。転用目的の「3棟建替」を削除し、「2基建替」「1基新設」に訂正をお願いします。</p> <p>次に、同じく議案書3ページの2番、賃貸人の氏名が「松原」となっていますが、「松原」を「松見」に訂正をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
福田局長	<p>おはようございます。</p> <p>本日、ここに記載されております、報告及び議案の説明につきましては、担当係長から説明させますので、ご審議よろしく願いいたします。</p>
川田係長	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第14号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおり</p>

	<p>りです。</p> <p>事由は、合意による解約です。これは、賃借人が亡くなったことで、耕作管理が困難になったための合意解約になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第14号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第14号についてはこれで終わります。</p> <p>次に、報告第15号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第15号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。</p> <p>農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので報告するものです。</p> <p>これは、4月の総会で審議を行い、議決した案件ですが、熊本県農業公社が借り受けた農地が賃借人へ配分された報告になります。</p> <p>賃借人設定の部ですが、1番から4番までまとめて説明いたします。</p> <p>配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目ですが、1番については果樹、その他は全て水稻で設定期間は全て新規設定の5年間です。賃借料は備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第15号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第15号についてはこれで終わります。</p> <p>次に、報告第16号「農地法施行規則第53条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>

<p>川田係長</p>	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>報告第16号、農地法施行規則第53条の規定による届出について。</p> <p>農地法施行規則第53条第1項の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、送電用鉄塔設置で2基が建替、1基が新設になります。</p> <p>これは、農地法施行規則第53条第1項第11号の規定に基づく「電気事業者の送電用電気工作物等」に該当し、許可が不要な転用になります。</p> <p>ピンク色総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せております。</p> <p>申請地は「田浦阿蘇神社」の東側3か所になります。</p> <p>現地確認ですが、3か所全て樹園地で、現在は耕作放棄地の状態でした。</p> <p>申請地①と③については、既存の鉄塔の近くに建替で、申請地②については、新規で整備するという事です。周辺農地への影響は無いと感じました。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、携帯電話無線基地局の設置です。</p> <p>これは、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定に基づく「認定電気通信事業者の中継施設」に該当するため、許可が不要な転用になります。</p> <p>ピンク色総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せております。</p> <p>申請地は「上原集落の中心付近で上原公民館」の南側約20mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は何も作付けはされておらず、雑種地化していました。</p> <p>高さは、約14mということで、周囲に影響はないと感じております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>片山会長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件は、私が担当地区になりますので、私が説明します。</p> <p>只今、事務局からありましたとおり、送電用の鉄塔の建替と新設でござい</p>

	<p>ます。事務局の話のように、問題はないと思います。</p> <p>担当地区の「本郷」推進委員から何かございましたら、お願いします。</p>
本郷推進委員	<p>説明のあったとおりでございます。別に問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
片山会長	<p>続きまして、2番の案件を「7番の草野」委員にお願ひいたします。</p>
草野委員	<p>特に何も問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
片山会長	<p>担当地区の「山田」推進委員から何かございましたらお願ひいたします。</p>
山田推進委員	<p>只今、草野委員が言われたとおりだと思います。特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第16号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第16号についてはこれで終わります。</p> <p>次に、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>譲渡人事由ですが、高齢により耕作管理が困難なため売り渡す。</p> <p>譲受人事由ですが、隣接に自己所有地があり、便利なため買い受ける。となっています。</p> <p>ピンク色総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、平生地区の農地で「芦北町役場」の南西側約500mの位置になります。</p> <p>現地確認ですが、一部は草刈等をされてありましたが、一部は急傾斜で耕作放棄地の状態でした。</p> <p>買い受け後は、管理されている場所にミカン等を作付けするというものでした。</p>

	<p>黄色調査書の1ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は売買、申請理由は高齢により耕作管理が困難になったので、隣地に自己所有の山林を管理している譲受人へ売り渡すということです。譲受人は、自己所有地の隣接地なので、便利のため買い受けるということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を「4番の藤井」委員にお願いします。</p>
藤井委員	<p>事務局の説明があったとおりで、耕作放棄地みたいな所なので、ここに果樹等を植えてもらえるということで、大変喜ばしいことだと思います。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第28号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>「所有権移転の部」1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>議案第26号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細、申請人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>転用目的は植林です。</p> <p>ピンク色総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せてお</p>

	<p>ります。</p> <p>申請地は「大字黒岩の北西部」になります。</p> <p>ピンク色総会資料の5ページをご覧ください。位置図の詳細を載せています。</p> <p>申請地①から⑦まで、杉を植林するということです。現地確認ですが、申請地周辺は山林化しており、植林しても周囲に影響はなく、問題は無いと感じています。</p> <p>ピンク色総会資料の6ページ、7ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>配置図のとおり、申請地全体に杉850本を植林する計画です。排水は雨水のみで自然透水となります。</p> <p>ピンク色総会資料8ページをお願いします。少しわかりにくいですが、農地の広がりには斜線部分の1.3haです。</p> <p>黄色調査書の2ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。</li> <li>●申請事由及び代替の可能性ですが、「申請地は以前、水稻を作付けしていましたが、申請地周辺の山林化及びイノシシ等の被害もあり、申請者が高齢で耕作管理が困難になったため、杉850本を植林し、山林として管理するものです。</li> </ul> <p>代替性については、転用目的が農地として管理が困難なための植林であり、代替の可能性がないことを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと、計画面積が妥当であること、周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</li> </ul> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件は、私が担当地区になりますので、私が説明します。</p> <p>只今、事務局から説明ありましたように、ここは水田跡ということですが、一部排水の悪い所もありますけれども、鳥獣害の被害等で水田ができないということで、ほどよく植えるということでした。</p>

	<p>続きまして、担当地区の「本郷」推進委員からお願いします。</p>
本郷推進委員	<p>説明のあったとおりですが、隣との境界をはっきりして植えてもらえば問題ないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第29号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は植林です。</p> <p>ピンク色総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「山神集落センター」の南東側約150mで、申請者実家の南側になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は年に1度、草刈り等を行っているということでしたが、周囲も耕作放棄地であり、植林しても問題はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の10ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>配置図のとおり、申請地全体に杉200本を植林する計画です。排水は雨水のみで自然透水になります。</p> <p>ピンク色総会資料の11ページをお願いします。農地の広がりには斜線で囲んでいる部分の約1.2haです。</p>

黄色調査書の3ページをお願いします。

- 契約の種類は贈与です。
  - 立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがあるため、第2種農地（その他農地）に該当します。
  - 申請理由及び代替の可能性ですが、「申請地は以前、譲渡人が野菜等を作付けしていたが、関西地方に移住し、耕作管理が困難になったため、弟である譲受人に管理をお願いしておりました。ただ、譲受人も高齢になり、耕作管理が困難となったため、申請地を譲り受けて、杉200本を植林し、山林として管理するものです。  
代替性については、転用目的が農地として管理が困難なための植林であり、代替の可能性がないことを確認しています。
  - 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと、計画面積が妥当であること、周辺農地への営農条件の支障がないことを確認しております。
- 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

転用目的は、資材置場です。

ピンク色総会資料の12ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「小田浦の宮浦地区」で九州西回り自動車道の西側にあり、○で囲んである譲受人自宅の南東側約120mの位置になります。

現地確認では、申請地は耕作放棄地であり、周囲に農地は無く、資材置場として整備しても問題はないと感じました。

ピンク色総会資料の13ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

配置図のとおり、資材置場として利用する計画です。排水は雨水のみですが、申請地と町道の間にある排水路を通して宮浦川への排水です。

町道というのが、12ページ位置図で斜線・色塗り部分の申請地との間に1mくらいの排水路が通っており、そこへ雨水を流すということです。

ピンク色総会資料の14ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の約0.5haです。

	<p>黄色調査書の4ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●契約の種類は売買です。</li> <li>●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがあるため、第2種農地（その他の農地）に該当します。</li> <li>●申請理由及び代替の可能性ですが「譲受人は、建築業を営んでいますが、資材等を保管する場所が狭く、不足しているため、自宅から近い申請地を買い受け、資材置場として整備するものです。</li> </ul> <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと、計画面積が妥当であること、周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</li> </ul> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を「1番の井川委員」をお願いします。</p>
井川委員	<p>報告します。</p> <p>只今、事務局の方から詳しく話があったとおりでありますので、よろしくお願いいたします。</p>
片山会長	<p>担当地区の「宮島」推進委員から何かございましたらお願いします。</p>
宮島推進委員	<p>説明のあったとおりですが、この実家は何年も人が住んでおりませんので、周りから見て、植林されるということは妥当かなと思います。</p>
片山会長	<p>続きまして、2番の案件を「10番の阪口修一委員」をお願いします。</p>
阪口委員	<p>事務局の説明どおりでございます。よろしくお願いいたします。</p>
片山会長	<p>続きまして、担当地区の「中川」推進委員からお願いします。</p>
中川推進委員	<p>事務局の説明のとおりで、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第30号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>…5番、谷口委員。</p>
谷口委員	<p>1番の件でお尋ねですが、新規参入者で喫茶店しながら農業をされると聞いたんですけど、その方はいらっしゃらないのですか。</p>

片山会長	宮島推進委員より説明いたします。
宮島推進委員	申請地のずいぶん下の離れている所で、宮崎から来て農業をしておられますが、奥さんがそこで喫茶店をしています。その場所と申請地は、かなり離れているため、何ら問題ないと思います。
谷口委員	わかりました。
片山会長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。お諮りします。</p> <p>「所有権移転の部」1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第31号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>議案第31号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>賃貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書の8ページをお願いします。</p> <p>使用貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻・野菜で、設定期間は再設定の10年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第31号について、質疑ありませんか。</p> <p>…5番、谷口委員。</p>
谷口委員	<p>8ページの件は、熊本市内の方ですね。</p>
川田係長	<p>説明いたします。</p> <p>議案書の8ページの件です。使用貸借権設定の部1番で、借受人が熊本市在住ですが、農業者年金関係で以前から息子に使用貸借権をされておりまして、期間の10年が切れましたので、また今回、息子に再設定するということです。</p>
谷口委員	<p>わかりました。</p>
片山会長	<p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p><b>(異議なし)</b></p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p><b>(異議なし)</b></p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p> <p>それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。</p>